

第64号議案


損害賠償の額を定めることについて

損害賠償の額の決定について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第13号の規定により、議会の議決を求める。

令和元年8月30日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

記

事故区分及び 事故発生年月日	交通事故 令和元年6月10日(月) 午前9時9分頃
事故発生場所	兵庫県豊岡市泉町53番付近 市道小田井寿上陰線
相手方の 住所氏名	
損害賠償額	1,470,000円
事故の概要	生涯学習課職員が、相手方より賃借している公用車を運転中、不注意により赤信号に気付かず交差点に進入したため、通行中の車両と衝突した。この事故により、当公用車両に修理不可能な損傷を与えたため、賃貸借契約の解約にあたり、損害額の賠償を行うもの。 (過失割合 豊岡市 10割)

第65号議案


損害賠償の額を定めることについて

損害賠償の額の決定について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第13号の規定により、議会の議決を求める。

令和元年8月30日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

記

事故区分及び 事故発生年月日	交通事故 令和元年6月10日(月) 午前9時9分頃
事故発生場所	兵庫県豊岡市泉町53番付近 市道小田井寿上陰線
相手方の 住所氏名	
損害賠償額	620,744円
事故の概要	生涯学習課職員が公用車を運転中、不注意により赤信号に気付かず交差点に進入したため、通行中の相手方所有の自家用車と衝突し、右側の前後フェンダー及び前後ドア、車両右前部及び後部を損傷させたもの。 (過失割合 豊岡市 10割)

第66号議案

事業契約の締結について

植村直己冒険館機能強化改修運営事業について、下記のとおり事業契約を締結する。よって、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第12条の規定により、議会の議決を求める。

令和元年8月30日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

記

- 1 契約の目的 植村直己冒険館機能強化改修運営事業
- 2 契約の方法 随意契約
- 3 契約の金額 1,418,833,897円
- 4 契約の期間 議会の議決を得た日から令和18年10月31日
- 5 契約の相手方 兵庫県豊岡市日高町栗栖野60番地
豊岡冒険館株式会社
代表取締役 池田 俊介

参考資料

植村直己冒険館機能強化改修運営事業の概要

- 1 事業場所 豊岡市日高町伊府 785 番地
- 2 事業の内容

故植村直己氏の冒険に対する姿勢を学び、継承していく施設としてリニューアルする。また、「自分自身に挑戦し続ける人や夢にチャレンジする人の応援施設」として、遊びや学習体験活動を通じて、子どもたちの「生きぬく力」を育む場にする。

(1) 冒険館事業

既存施設の植村直己冒険館本館及び研修棟の改修・修繕と展示リニューアル、改修後の運営管理。

事業の範囲は、設計業務、施工業務、展示リニューアル業務、工事監理業務、運営業務、維持管理業務。

(2) 冒険館機能強化事業

新施設の整備と施設における体験プログラムの提供、外部施設との連携などの運営管理。

事業の範囲は、設計業務、施工業務、工事監理業務、運営業務、維持管理業務。

(3) 自由提案事業

上記以外で独立採算により実施する事業。

3 契約金額の内訳

業務内容	金額 (円)
冒険館の改修及び機能強化施設の整備	636,287,399
冒険館の改修	278,588,942
機能強化施設の整備	357,698,457
運営・維持管理	782,546,498
合計	1,418,833,897

4 契約の相手方の概要

(1) 名称

豊岡冒険館株式会社

(2) 設立年月日

令和元年 7 月 22 日

(3) 設立目的

植村直己冒険館事業及び冒険館機能強化事業に関する次の事業を営むことを目的とする。

設計業務、施工業務、工事監理業務、リニューアル業務、運営業務、維持管理業務、自由提案事業に関する業務など

提案概要書

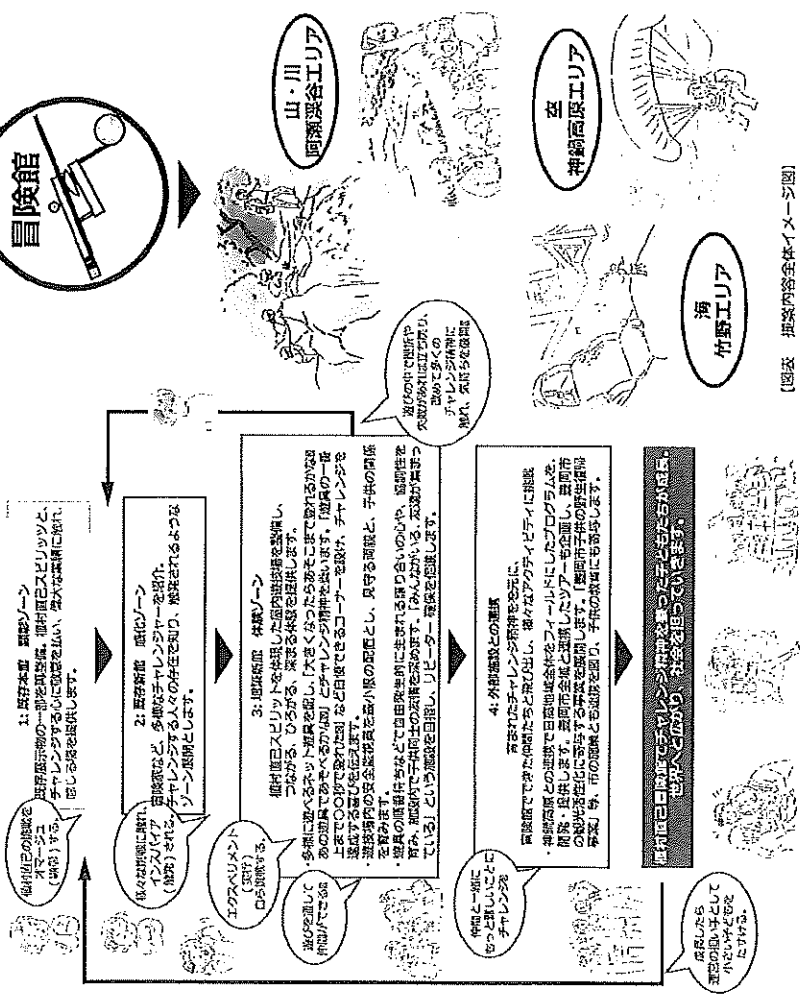
この資料は、提案時のものものであり、今後、詳細設計等において若干異なる場合があります。

1. 計画概要

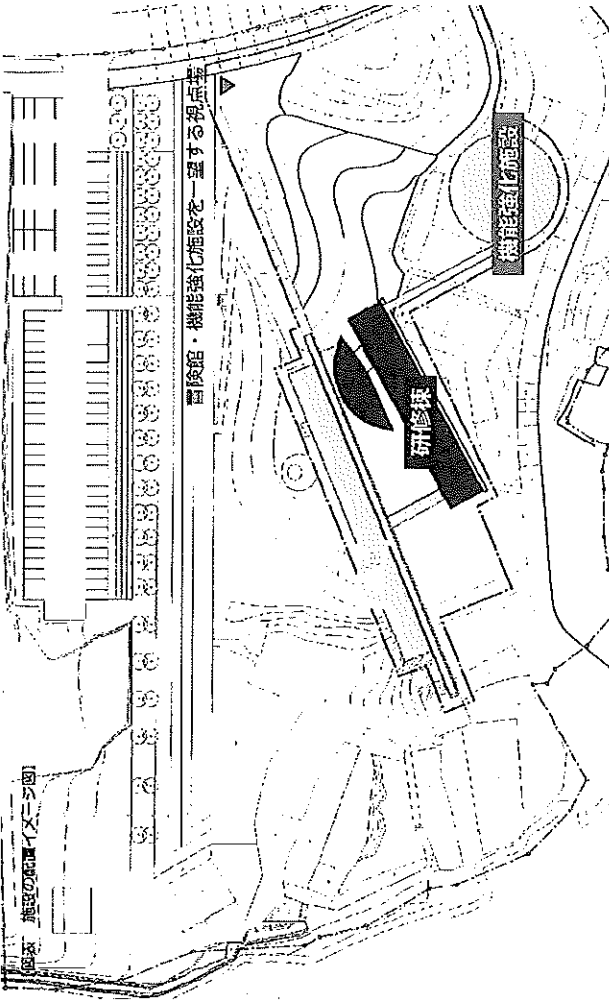
	冒険館	研修棟	機能強化施設	合計
建築面積	957.98㎡	451.86㎡	531.96㎡	1941.80㎡
延床面積	944.89㎡	428.01㎡	555.13㎡	1928.03㎡
階数	地上1階	地上1階	地上1階	—
高さ	6.606m	6.606m	6.350m	—
構造	RC造一部S造	RC造一部S造	RC造一部S造W造	—

2. 提案内容のコンセプト

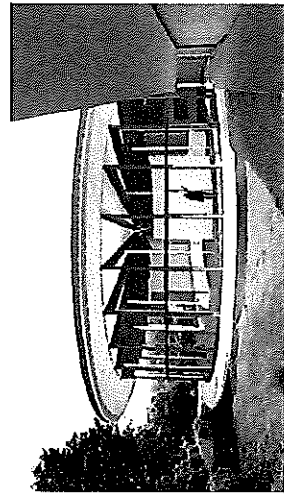
今回の事業全体では、『自分自身に挑戦し続ける人や夢にチャレンジする人の応援施設』をコンセプトとします。挑戦心を育み、夢に向かう活力源となる施設づくりを目指し、冒険館としてだけでなく、市内全域の活性化を担う存在として貢献していきます。



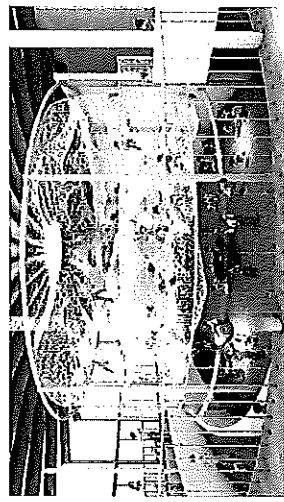
3. 施設の配置イメージ



傾斜地の底に付く円形の建物。冒険館と対になり、リニューアールのアイコンとなる印象的な外観。



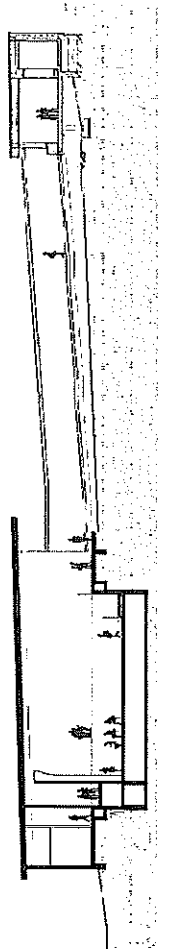
【図説 外観イメージ】



【図説 内観イメージ】

4. 断面構成図

既存建物（本館・研修棟）を超えない高さに抑えられた機能強化施設ボリューム



第67号議案

平成30年度豊岡市水道事業剰余金の処分について

平成30年度豊岡市水道事業剰余金について、下記のとおり処分したいので、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年8月30日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

記

平成30年度豊岡市水道事業未処分利益剰余金1,172,665,858円のうち、900,000円を豊岡市奨学基金積立金に積み立て、残余を繰り越すものとする。

第 68 号議案

平成 30 年度豊岡市下水道事業剰余金の処分について

平成 30 年度豊岡市下水道事業剰余金について、下記のとおり処分したいので、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年 8 月 30 日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

記

平成 30 年度豊岡市下水道事業未処分利益剰余金 1,797,682,141 円のうち、677,915,630 円を減債積立金に積み立て後に取り崩し、1,215,059,899 円を自己資本金に組み入れ、残余を繰り越すものとする。